

左 あし谷みち

これは、古い竹野道を登り途中にあったものが洪水で東谷に落ちて現在地に移されたものだ。

昔の竹野みちを往来するときは、この道しるべで旅人はさぞ迷うことであろう。

『豊岡市の石像遺物』（昭和五十六年十二月一日発行）によれば、野上・金剛寺口に舟形光背地蔵がある。

右ハ こんかう寺道

左ハ ゆしま道

安永七年（一七七八）

七月十四日

二、庄、宮井口に五錐角柱地蔵尊がある。

すぐとよおか

左 ゆしま

三、辻、船谷境の舟型光背地蔵がある。

右 ゆしま

左 たかの

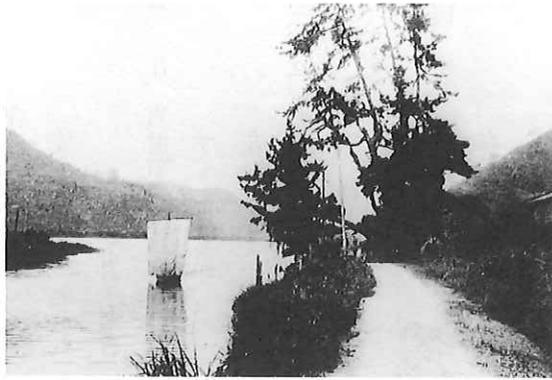
四、伊賀谷奥に自然石があり、

右 ゆしま

左 やま



写105 道しるべ (今津)
みぎ やまみち
ひだり とよおかみち



写106 水明楼跡（今津）

五、栃江、福田口に板碑地蔵、

右 とよおか

左 ゆしま

などが散見される。

(5) 柴野栗山と水明楼

三本松の風致

湯嶋街道を上り下りする旅人も、円山川を上下する

船人も、さては津居山入津の廻船業者も、三本松は

それぞれ灯台や道しるべのように憶い出の風致として心に残る、今津の端の巨樹であった。

幾星霜のときの流れとともに、此の老松は、交通上の妨げとされて

昭和四十年代末に伐りとられた。川端の道沿いにあった「石ぶみ」二

基も移されて、いまは東山公園の登り道にあつて、ときの移りとともに

人々の憶い出から遠ざかろうとしている。

「三本松」とは、単に老松のみを呼ぶ名ではない。郷土に生活し、かつて郷土に暮らした人々の心に残る映像で、なつかしい憶い出の場所である。

あるときは子ども達の水泳の場所であり、また貨客船の舟着場となつて、渡し場を往来する人達の湯嶋への分岐点として、狐狸の出る伝説をも生んで、昔を語る故老につきぬ話題をあたえる名所であつた。

それら数多くの印象をのこす「三本松」は、人々に忘れられぬなつかしい名所であり地名である。

明治時代に入り、県道の改修や道路の変更、とくに明治四十二年九月五日、山陰線城崎駅の開設以来今津渡しの廃止・組合立学校の建設・中の島耕地の変遷、昭和五年には日本海航空会社が設立し格納庫が設けられ水上飛行機が円山川を発着して、「三本松」もこの時代の変遷にはさぞ驚いたことだろう。

昭和七年、林学博士・本多静六は講演してつぎのように述べた。

「松は我が国風景の主体であるから、これを欠くことは出来ない。特に秋の紅葉は、老松の粗林内に松の根占的状态に生長する場合に、最も完成な紅葉美を發揮するものである。古来、我が国で松千本ともみぢ・さくら千本宛植えれば、必ず名勝となる……。」と。

日本の風致に、松の欠かせぬことを強調した。

以来半世紀、日本の国土はいたるところ松くい虫に害され、なお国土開発・道路建設の名で自然美が破壊された。三本松の巨松も、その意味で郷土の一名所としていまに残したいものであったが。

東山公園は、代官所の「御留山」として、江戸時代は老松の多いところとされてきたが、いまは城崎町唯一の都市公園に指定されている。

残夜水 保勝会の案内板が、松の伐採される頃まで残ってわずかに「半夜水明樓」趾を訪ねる者にその遺跡
明樓跡 を教えていた。その文はつぎのようである。

『残夜水明樓址』

樓ハ西村半圃ノ別墅ニシテ 旧臨川亭ト云フ文化年間、兩度幕府顧問柴野栗山(彦助)博士來遊、屢々此ノ樓ニ登リ 月夜ノ風光ヲ激賞シ、「半夜水明樓」ト故稱セラレタリ

爾來百数十年間、其ノ前後ヲ通シテ大雅・蕪村・應挙・節斉・茶山・小竹等ノ諸家ヲ始メトシ文人墨客ノ竹枝ノ加ハラザルモノナシ

然ルニ明治末年鉄道開通ニヨリ 唯ダ喬松ヲ残スノミニシテ 其ノ蹟ヲ没シ 其ノ石録ニヨリテ往古ヲ追想スルニ於テハ誠ニ惜嘆ニ堪エザル所也。

碑背ハ 出石藩儒桜井舟山、右側ハ美濃ノ村瀬藤城ノ作セラルル所

保勝会

当時のこの付近の風景を知る手がかりは、明治十三年(一八八〇)十二月、七十六歳の斉藤崎庵により画かれたものが、いずれも当町出身の三宅竹隱著の浴沂風詠『臥游集』に掲載されている。

この画によれば、山を背にし前に洋々たる円山川を臨み、遠景に楽々浦の弁天島、白山と鞍掛山、戸島山を



写107 柴野栗山句碑 (東山公園)

望み、ゆうゆうたる白帆をかかげた屋形の湯島舟が優雅な風景美をなす。

三本松の下に、二基の石ぶみ(いま、東山公園に移されている聯句碑)と二階建で蔵をもつ臨川亭がある。中の島・駅付近は新田であり、湯島への道はこの辺から分岐している様子がかかる。

同書の十頁に、漢文でつぎのように記している。

半夜水明樓ハ今津村ノ北方ニ在リ湯島ヲ距ル三丁餘。山ヲ負ヒ水ニ臨ミ景勝明媚風月絶佳ナリ。モト臨川亭トイウ栗山柴博士曾此ニ遊ビ其風景ヲ賞ス杜句ヲ題シ改メテ 半夜水明樓トイウ且ツ其ノ扁背ヲ記ス。ココニオイテ其名大イニ世ニ著ル。風流ノ湯治客頗ル宴遊スルモノ多ク紅燈緑酒、日夜絃歌ノ声絶エズ以テ一時ノ盛ヲ極ハム而シテ今ハ闕然タル野店。敗壁破簾。復昔日ニアラズ時ニ或人之ヲ、訪ヌル者有リ特ニ老嫗苦茶ヲ供スルニスギズマコトニ慨シイカギリダ然リ而シテ騷人韻士酒ヲ携ヘテ席ヲカリ博士ノ遺蹤ヲ尋ネ以テ風月一夜ノ遊ヲナス者、猶、少カラズ是稍慰ムベキ也。仰樓ノ盛衰ハ固ヨリ風月ノ閑スル所ナシ而カモ山水ハ依然。更ニ昔日ノ風月ニ異ラズ。然リト云ヘドモ人情ナキアタワズ吾輩或ハ此ニ遊ビ以テ一時ノ盛ヲ追思スル豈感無カラシヤ 録スルニ此ニ至リ恨然トシテ筆ヲオク博士ノ扁背記ト並ビ下ニ録ス。

扁背記

『扁背記』は但馬の城崎温泉の名を天下に知らしめた栗山生前の筆跡でつぎのように記されている。表に『半夜水明樓』と草書(杜句の一節)、裏に行書で命名の理由を述べている。すな

わち天下に山水秀麗なる楼として、佐渡の吏人某。江戸篠筈しのばすの池上の橘氏の別荘。そして城崎の臨川亭をあげたことを述べている。

『凡そ余の此の句を掲げるは、海内蓋シ三だけである。』と激賞した。以後文人墨客の往来しげく但馬の城崎温泉の名が世にあらわれた。柴野栗山最後の来湯は文化四年（一八〇七）六月である。

二見の「玄武洞」「無限水」、ゆとうやの「詠歸亭」など、いずれも彼の命名である。栗山は同年十二月一日江戸駿河台自宅で没す。ときに年七十二歳であった。

扁は木版を以て作り縦およそ一尺、横三尺、古色愛すべし。表面に草書を以て『半夜水明樓』の五字を刻し、筆法刀法俱ともに舊逸、而して其の背に記刻す。蓋し行書を用う、別に副版有り、題記俱に表面に刻す。

「昔年、佐渡の吏人某、来りて其の樓居の水月の美を詫称し以て命名を索む。

佐渡は北海中の絶島也。余、未だ其地を履かまず。然れども其の言を信じて其の景勝を想う。是に於いて、杜句を書して與う。後、余屢、橘医伯元周篠筈しのばすの池上の別荘に飲す。前は東台（上野山）に対し、水月の媚明、殆んど杜句を為せし者に類す。因つて又、其の樓の扁に此の句を以てす。今、ここに来りて山水秀麗なるは復、橘氏樓の比にあらざるなり。是に於いて、又此を書し之を賞す。凡そ余の、此の句を掲るは、海内蓋シ三だけである。」

征夷府待問儒員 柴邦彦 記



写108 柴野栗山書「詠歸亭」額（ゆとうや旅館蔵）

三本松の下にあったこれら二基の石ぶみは現在東山公園に移されている。

「風雫詠歸山吐レ月

濯纓歌罷水揚レ瀾」

柴彦

石は縦凡そ五尺、横二尺余。

款、左側にあり、柴彦と、碑背に出石藩儒臣源謙、通称関口清介の文を刻している。

碑背記（原文は漢文）

「丁卯の季夏、栗山柴先生浴後風詠し屢々此の樓に登り、水月の美を賞す。因りて命名して、杜句を以てし且つ一聯句を書して主人に賜う。曩に余、痾を養つて来遊す。主人余に託して曰く、杜句はすでに扁となす。聯句は未彰せず請う不朽の計を為さんとす。余、謀つて果さざること殆んど十年。今ここに天保癸巳の年に来遊す。

遂に友人井上頤郷と相はかり、石の上に模勒す石質の堅緻

なるものを玄武洞に得たり。洞は湯嶋を距る一里ばかりにあり。土人石山と称す。其の洞の瑰琦なること宛然^{さんざん}、蜂窠の如し、けだし洞名もまた先生の命ずるところである。

故に併せて記す。云

この碑に並んで、村瀬聚の碑がある。

高さ一尺、横三尺、村瀬翁は美濃第一の学者であるが、柴野栗山を慕って湯嶋に来てゐる。

『一欄ノ金浪與ニ秋澄一』

藤城翁之碑 三躡高蹤醉裏凭

烟水匹如二坡老事一

平山堂上憶二廬陵一』

此れ吾れ六年前経過して題する所の詩なり。凡そ吾れ此の地の温泉に遊ぶごとに 必ず此の樓に登るは、柴博士を追慕するためである。特に風月の為にあらず。

今復、此の樓に登れば、主人巖石をなして、以て、前詩を写さんことを求む。ああ、吾れ老いたり、猶後遊の日あらんとす。因りて併せて此を書し更に来るの證となす。

嘉永六年癸丑（一八五三）七月

『浴泉紀行』—明治三十五年（一九〇二）六月、内藤湖南博士はその書の中に、「舟は、かの溪流（大谷川）の下より出でて円山川に入り、南に向つて遡ること数丁にして河に枕して、いと荒れたる野店あり。これ柴 栗山博士が命名したる「半夜水明樓」の名残りにして、樓前に見ゆる石碑には、博士の書せる一聯を刻せりという…。と述べる。

荒廢した鉄道開通前の野店のわびしさがわかる。

『城崎温泉案内記』—昭和二十九年（一九五四）八月、内海定治郎はその一節に、

「今は、亭跡、山陰本線開通のため、全く破壊されて僅かに老樹と詩碑とによつて其の^{おもかげ}悌をしのぶだけである。樓亡びてもなお、跡を訪ねるもの少くない……」と感懷を述べている。

『竹野、賀島公園の栗山詞碑』に、

「文化四年六月初十日、征夷府待問儒員讚岐柴邦彦彦輔・同播磨高見恭・本州但馬医生（湯嶋の人）黒崎擇等來遊した、隱岐・佐渡及三越を肘腋に、満州・女眞を雲外に望み、酒を把り浩然曠世の懷あり、門人三上順憲及び兒允升従う」とあり、城崎温泉に來たとき、ここまで足をのばし眺望を賞賛している。

碑背記は、出石藩執政土岐東市が石に刻して建て、側面に同藩桜井東門の解説の文を書かせている。

桜井東門は、維温字子良、号東門、出石藩儒臣で桜井舟山の孫にあたる。

ここにも、村瀬藤城が先師遊歴の跡を尋ねて詩を以て之を顕彰しようとしている意図がみえる。藤城は、茅屋を建て碑の破損を守りたい、と述べている。いまや石の面が潮風により浸食・磨滅し、荒れている。

表23 柴野栗山 略年譜

年号	西暦	事項	関聯事項
元文元年	一七三六	讃岐高松に生れる本名邦彦、字名彦輔栗山と号す。 初め郷にありて後藤芝山に学ぶ。	一七二六 湯嶋陣屋置カレル。
宝暦四年 から七年	一七五四 一七五七	十八歳 江戸に出て昌平賞に学ぶ。 (貧と病に苦しみながら)	一七四〇 久美浜代官支配地トナル。
明和三年	一七六六	三十歳 京都にて国学を高橋宗直に学ぶ。	
〃 七年	一七七〇	三十四歳 阿波蜂須賀侯に仕へ 十七年間世子の教育に力を竭す。	
天明七年	一七八七	五十三歳 幕府に抜擢されて昌平賞の教官となる。	
天明八年	一七八八	將軍の待講となる (松平定信老中の首坐となる)。 寛政元年—寛政五年 寛政の改革を助く。	
寛政二年	一七九〇	一貫して朱子学の宣揚につとむ。 「異学の禁」公布 朱子学を幕府の官学とする。	
寛政四年	一七九二	昌平賞学問所(聖堂)落成。 (同十年内容充実)。 柴野栗山 尾藤二州 六月十日竹野浜に遊ぶ。 岡田寒泉(後に古賀精里) 六月二十五日 最終来湯。	
文化四年	一八〇七	十二月一日 江戸大塚に没す。 駿河台私邸にて葬す(七十二歳)。	
天保十二年	一八四一	没年六月城崎を訪れ臨川亭に遊び円山川対岸、九月の景色を楽しみ「半夜水明楼」と名命「二見無限水」 「女武洞」をも名命し詩文を以て、城崎を喧傳す。	
安政元年	一八五四	阿波侯来湯。 阿波侯再遊。	

栗山は、元文元年（一七三六）高松に生れ、文化四年（一八〇七）十二月一日に江戸駿河台で没した。ときに七十四歳であった。

没年の六月、城崎を訪れ湯治中、臨川亭に遊び円山川対岸九月の景色を楽しんで『半夜水明樓』と命名した。『玄武洞』『二見の無限水』、ゆとうやの『詠帰亭』も命名し、詩文を以て城崎を諸国に喧伝した。香川修庵は『一本堂葉選四巻』で、新湯を「海内第一泉」と天下にその名を広め、近代にはいり志賀直哉の『城崎にて』『暗夜行路』等、その筆文で「きのさき」を世人に大きくアピールしたことはあまりにも有名である。

栗山は性豁達にしてよく士を愛したが、談笑の間に事を処し、節義に涉れば音吐激烈にして座人を感動せしめずにおかなかつた。

栗山は、詩文筆札にこれ美しく、ことに文において近世有数の大家を以て称せられ、「栗山文集」と『栗山堂詩集』などがある。

天明七年（一七八七）八月、松平定信が首座老中となるや、栗山は昌平黉の教官、十一代將軍家斉の侍講となる。一貫して朱子学の宣揚につとめ、「異学の禁」公布にあずかる。寛政の三博士（柴野栗山・尾藤二州・古賀精里）の一人であった。

(6) 伊能忠敬の但馬測量

伊能忠敬と 十八世紀半ごろから蝦夷地北辺の地は、ロシア人が来航し急にさわがしくなってきた。天津屋七右衛門 明六年（一七八六）には、林子平は『海国兵談』を著して、海防の大切なことを警告した。

やがて予告したように、寛政四年（一七九二）にロシア使節ラックスマンが、わが国の漂流民 幸太夫をつれ

て根室に来て通商を求めた。これは鎖国令以来の外交交渉といえる。そのときの幕閣の処置は、(一)幸太夫ら漂流民は根室でうけとる。(二)ロシアの国書は受けとらない。(三)通商を望むなら長崎へまわれ、入港許可書を与える。—というものだった。この翌年、松平定信は海辺の諸藩に対し沿岸防備を厳命しそれを督励した。蝦夷地(北海道)に対する関心と警戒心が深まっていく中で、最上徳内・近藤重蔵・間宮林蔵・高田屋嘉兵衛(淡路出身)等に北海道・樺太・千島の探検を命じ、幕府は北辺防備にも力を入れた。

一方、南方からはイギリス船が長崎に来てフェートン事件を起し、また琉球でも通商を求め、小笠原をもうかがい、なお英米の捕鯨船員が常陸(ひたち)や薩摩の沿岸に上陸する等の事件が頻発したので、ついに、文政八年(一八二五)には「異国船は容赦なく打払うべし」の令を出すにおよんだ。

伊能忠敬は、このような内外情勢の中で、幕命により全国を測量して、『大日本沿岸輿地全図』の完成という歴史的大事業をなした。うけた。

この頃、湯嶋温泉にも彼は二回にわたり来泊している。そのときの宿は、村庄屋で丹那衆旅宿たる、大津屋七右衛門方が本陣となった。「…付近よき家あり。板屋・大津屋・油屋・井筒屋等・能き家十軒ばかり、其他小家なり。惣じて湯嶋の町、能き家と云へば皆下ノ町にあり…」と、宝暦の頃発刊の案内書にある。

寛政十二年(一八〇〇)、伊能忠敬は幕府の命を受けて蝦夷地沿岸を測量し、それ以来文化九年(一八一二)まで全国の沿岸測量に従事した。その結果、幕府天文方とともに日本全図を作製するという大事業をなした。文政元年(一八一八)に彼は亡くなったが、死後文政四年に『大日本輿地全図』『同実測録』などが完成されたが、当時としては驚くべき正確さをもった地図として高く評価された。忠敬は山陰海岸にも二度来たこと

が、豊岡市の鳥井家文書や出石町口小野の西村家文書によって判明している。

すなわち、第一回は山陰地方測量を行ったときで、文化三年（一八〇六）八月、一行一四人が鳥取から入り、海岸ずたいに浜坂・湯嶋温泉を測量して宮津へ抜けている。二回目は、九州第二次測量の際、文化十一年（一八一四）一月、一行一九人で姫路・豊岡を経て一月二十一日に出石郡に到着し、人足五〇人を使い、同町神美・小坂地区から豊岡・湯嶋温泉にかけて実測動員した人足は、延べ五八七人にもほったといわれる。

〔『神美村誌』参照〕

幕府は、享和元年（一八〇一）伊能忠敬に諸国の測量を命じたが、忠敬はそれ以降十余年を費し日本全国の沿岸を測量した。が、前記した通り、山陰海岸には文化三年八月に、鳥取から海岸ぞいに浜坂・湯嶋温泉あたりを測量して丹後宮津にいたった。

このとき、豊岡領二方郡指杭村で八月十九日に、測量役人一行一四人から村ごとの海防絵図の提出を命ぜられていた文書が残っている。（『浜坂町史』参照）

その後、文化十一年一月にも姫路から豊岡に入り、一月二十一日には出石郡で測量を行っている。

文化三年鳥取から但馬に入り、浜坂・湯嶋を経て、九月五日に丹後宮津にいたる。このとき、忠敬は病気のため豊岡に逗留しなかった。

八月二十四日、津居山の照満寺で昼食した。

「文化十一年、一行一八人。」

一月十七日、行司名主鳥井忠左衛門は羽織袴、帯刀で、手辺（日高）の一行の本陣、龍野屋太左衛門・脇

本陣、龍野屋与三右衛門を訪ねて、先触れにあつた書上帖・絵図面を持参した。

一月十八日昼ごろ豊岡着。

由利良右衛門方、忠敬ら六人。今野善右衛門方、三人。二方屋又左衛門方、四人。計一三人、止宿。宿に幕を張り、水桶を出した。

一月十九日、午前六時すぎ出立。荷物は舟で運び、一行は徒歩で湯嶋に向つた。

一月二十日、忠敬ら三人は豊岡へ戻り、別に水上(日高)に出むいていた五人が落合つて、計一八人、福井八郎右衛門方に止宿。

一月二十一日、京口渡場より測量を始め、出石へ向う。この日一行は出石に逗留。

一月二十四日、二隊に分かれ、丹波と丹後へ向つた。豊岡町の入用八〇一匁八厘、うち四二二匁六分四厘は、一行負担。人足は、本陣手当など五〇人を含み、七五八匁四分四厘は町の支出(十町割) 日役切手を交付した延人数五八七人(豊岡市「鳥井家文書」)。

「出石には、文化十一年(一八一四)にやってきた。七十才の彼は、柏原・豊岡・城崎・豊岡・出石の道を測量した。一行は一八人であつたが、道具運搬や測量の補助に一九〇人もの人夫を出石藩から出した。

一行は二手に分かれ、永井甚左衛門の指揮する一隊は五人、鳥居に着いて小坂・三木・地藏・鳥井・水上を測量して出石の町へ入り、別隊の忠敬の指揮した一三人は、一月二十一日豊岡から福井・宮内を測量し、出石神社にまいり、出石付近を二十二日、二十三日と測量して、二十四日には永井隊は丹波から丹後久美浜へ、伊能隊は丹後福知山へ出かけた。出石から出した人夫の仕事は、綱を引くこと・竿を持つこと・杭

を打つこと・箱を持つこと・遠目鏡持ちなどの仕事や荷物運搬をしたという」(『但馬郷土誌・出石』)。

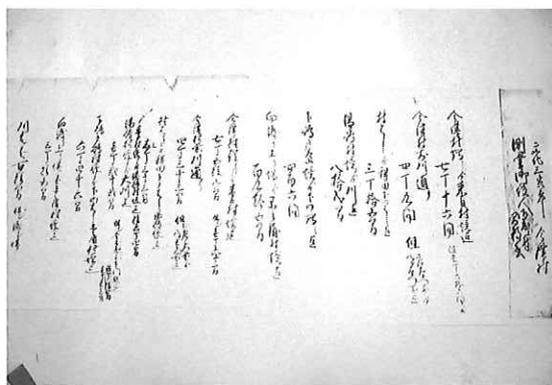
『日本全輿地図』の完了間近であった。

大津屋はいまはないので、記録一切を知る由もない。

今津村測 伊能忠敬第一回山陰測量は、文化三年八月であるが、このとき今津村は測量役人から申しつけられた間数をつぎのように提出したとの「庄屋文書」がのこっている。

〈二丁六〇間・一間六尺〉として書きとめているが、いまのメートルで二万五千分の一地図で比較するとき、相当の誤差のあることは、当時の「村方」の現状から当然であると思われる。

今津村前川通り	七丁一六間	但し壺丁六〇間二而
衛門前まで)	四丁九間	(庄右衛門前より八郎左
村はしより稗田下のはし(湯嶋境)まで	三丁一五間	
湯嶋村境より大川まで	八二二間	
下嶋戸嶋境より下ノ端まで	四〇六間	
向う渡り上り場より楽々浦村境まで	一九五間	
来日境より湯嶋村境まで	一六丁	



写109 今津村測量記録書(上崎茂氏蔵)

川はば 一一〇間

外に、今出屋より湯嶋次郎兵衛塚まで 五丁一〇間

楽々浦村へ 六丁四一間

(但し川共)

実 八月二十五日改

これは、今津渡場、川はば 一四五間

三ヶ村嶋 但し一間六尺の積り

惣廻り 九九五間

中堅通り 四五五間

横 五七間

右之通り御座候、尤正直成所ニ而御座候得共、御相談の上然可御座無□頼上候。惣兵衛

庄屋 治郎兵衛様

(7)城崎八景

湯嶋名所

さきに「柴野栗山と水明樓」について述べたが、古来城崎に「八景」がある。宝曆十三年(一七六三)の『但州湯嶋道中独案内』は、しばしばガイドブックとして多くの旅人・湯治客に用

いられている名著であるが、その中に何びとの作か不明だが、「城崎八景並歌」が記されている。

まず、『但州湯嶋道中独案内』によると、城崎八景並び歌はつぎのようになる。

● 温泉晚鐘
おんせんばんしょう

あかずしてぬるむ泉をむすぶまた

けふもくれぬと入あひのかね

● 松崎晴嵐
まつざきせいらん

松がさきはらふ嵐のはげしくて

小舟ただよう波のうねうね

● 桃嶋夜雨
ももしまよるのあめ

桃嶋の花やちるらん心あらば

こよひはのこせ春さめの空

● 戸嶋秋月
としまのあきのつき

としま山げに名所の月なれや

松の葉白く見ゆる秋の夜

● 畑上暮雪
はたがみのほせつ

ふり積る雪にはさすがはたがみの

くれゆく日さえここにいざよふ

● 絹巻落雁
きぬまきのらくがん

きぬまきに打つや衣のおとさへて



写110 絹巻夕景

目にもおつる天津かりがね

• 気比夕照けひのせきしやう

けひの浜をてらす夕日にしら波の

花もしばしばうつらふと見る

• 津居山帰帆ついでやまきはら

眞帆片帆風にまかせて程もなく

帰る津山の海のつり舟

なお、元禄十一年（一六九八）の釈華梁著、『温泉雜稿』によれば、「京極高住候、貞享三年（一六八六）に定めしものなり」とある。

つぎに明和四年（一七六七）、願主讃岐高松の人、西原堯興撰者・四友亭古道による薬師堂境内の泉遊亭（いまの薬師庵）の扁額には、

• 温泉寺暁鐘 残る夜や花にたかるる鐘の音

古道

• 桃嶋薄霧 桃嶋を掲げで出づる霞かな

蝌斗

• 結の浦漁舟 糸遊の浪を結ぶや釣小舟

丈省

• 今津涼風 今津たふ薰りや風の前わたり

道面

• 津居山白両 海千里夕立霧のあみさはぎ

波麦

• 二見孤月 玉櫛くしげ箇月の相手や水かがみ

古道

- 愛宕山遊鹿 かわらけは遙に飛んで鹿の声 蝸斗
 - 松崎返照 染めにくき松を夕日の立田姫 丈省
 - 絹巻群鷗 群て立つ鷗や浪の衣くばり 道面
 - 楽々浦積雪 雪の日や神の琵琶をも聞くばかり 波麦
- さらに城崎八勝八首 岡野定廣の『浴沂風詠臥遊集』(明治二十七年九月版三宅竹隱編)によれば、
- 温泉寺晚鐘 秋風のいと物すごき山寺に
 - 松崎晴嵐 落葉をさそふ入相のかね
 - 松崎晴嵐 更行^{ふけ}て秋のあらしのさゆる夜に
 - 松崎晴嵐 心の友と松崎のつき
 - 桃島夜雨 問ふ人もなきさの筈や秋ふけて
 - 桃島夜雨 窓^{まじ}うつ雨に夢も結ばず
 - 戸島秋月 戸島山げに名所の月なれや
 - 戸島秋月 松の葉白く見ゆる秋の夜
 - 畑上暮雪 冬さむみ心ほそくもしらいとの
 - 畑上暮雪 畑上山の雪の夕ぐれ
 - 絹巻落雁 もみぢ葉もまた薄色の旅ころも
 - 絹巻落雁 絹巻浜に落る初かり



写111 津居山夕景

・気比夕照

幾いくちしほ染し時雨のもみち葉は

猶夕暮の色ぞ妙なる

・津居山帰帆

憐あはなり津山の山のいとまなみ

行くかと思れば帰る海舟

俚謡城崎八景（石川静水・作）（城崎文芸館所蔵昭和二年）をつぎのように列挙する。

・温泉寺晚鐘

宿の窓から 温泉寺が見える

寺は暮れゆく 鐘が鳴る

・東山秋月

そぞろ歩きの 町の灯更けて

月に浮き出す 東山

・水明楼趾晴嵐

水を眺めの 樓趾に残る

松を語らふ 青あらし

・来日山暮雪

暮れるともなく くれても行くか

雪に真白の 来日山

・二見落雁

戸島灯ともす 小晴し二見

二見芦間へ 落つる雁

・絹巻夜雨

帰りおくれた 釣舟ともて

雨の絹巻 夜がふける



写112 昭和初期の東山公園

・津居山帰帆 沖じゃ鷗か 港じゃ白帆

間の津居山 かえる舟

・日和山夕照 岬みさきは 紫かすむ

夕日や照るる 日和山

以上、近江八景にちなんだ選句の歌であるが、作者と同じように、今日の城崎人の目にも印象的に映る、四季ときどきの風景である。とき移り人変わり、歴史は流れても自然は残って、ときにのぞんで人々の心を動かすものである。

旅行家で写真芸術家である北尾鎌之助は、各地を旅行して紀行文も多いが、大正五年以降当地へしばしば来訪している。昭和初年の文に、

「…城崎とは、つまりこの一本の舗装道路がその全部なのである。温泉寺などの山の上からみると、白い細い糸のようなこの一すじの道路を真中に引いて、狭い谷の中にぎっしりと家を詰めこんだ薬研ヤヅルの底のような町。円山川に通ずる、一すじの廊下のようにみえる。

しかし、たびたびこの温泉町をたずねるにつれて、周囲をめぐる山のよいこと、東を流れる円山川流域のすばらしいこと、津居山から瀬戸、それから竹野あたりにかけての海岸のよいことなどが私を惹きつけた。」

このように、薬研の底のような町であるが江戸時代の人々も、山と川と海に視点を置いた風景美を、その「八景」にうたい込んでいる。

日本人の 一般的に、箱庭式・盆栽式・墨絵式的感覚による場合が多い。日本三景がそれを代表する。床風景論 の間でながめる、掛軸の風景観がそれを意図するようだ。

今日の国立・国定・県立公園とは、時代的感覚も大いに異り、そのスケールにおいても甚しい差異がある。しかし日本人の風景観は、水に惹かれ、社寺建築の美を好んで詩歌の世界に没入して幽玄な感傷に浸る趣がある。『城崎八景』の如きも、およそ江戸時代における日本人、とくに中国に心酔する漢学者や儒臣らの当時におけるエリート階層によるもので、現代における風景論とは異質のものようである。

とくに、文学者によって宣伝され名声を得たもので、画家や芸術家が参加していない場合が多いようだ。海洋美・火山美・湖沼美または神社・仏閣の建築美等は、近代の国立・国定公園の規格規模等の点からも全く感覚の違うものである。

『水明楼』の水月の美風景についても、文化四年（一八〇七）柴野栗山が杜句を以て命名し一聯句を書して扁額としたことにより、天下の遊子が訪れるようになったものである。その址は、鉄道の開通や交通路の変遷で昔の『臨川亭』はなく、聯句碑も東山公園に移された。

いまや誰も、風光明美のところとして考える人はいない。

東山公園にある柴野栗山之碑の傍に、嘉永六年七月に建立された藤城翁碑がある。彼は美濃国（いまの岐阜県）第一の学者であるが、その一文に『吾レ毎ニ斯ノ地ノ温泉ニ遊ビ、必ズ此ノ樓ニ登ルハ 柴博士ヲ追慕スルニアリ 特ニ風月ノ為メニアラズ…』と述べて、「再来ノ證トシ、後遊ノ日有ルヲ欲ス」…と述べている。

このように、詩文が絵画に先行して、風景を紀行文としたものである。

天の橋立・松島・巖島の日本三景もまた、そのようである。

(8) 天明・天保の大飢饉

今津村文書

江戸時代の大飢饉としては三五回が記録されているが、とくに享保・天明・天保年間のものは世に三大飢饉といわれた。

その原因は、早魃・長雨・洪水・冷害・虫害によるが、人的にも苛酷な年貢と幕藩体制そのものの崩壊にあつて、農民や一般庶民のみせたはげしい抵抗は、百姓一揆・打ちこわし・強訴・蜂起・逃散等が各所におこる。当時の飢饉の様相を、具体的に見てみよう。

「今津村文書」にはつぎのように記録されている。

覚

一、当村歳々に津婦つづめれ申し、殊に当田畑皆無に相成り今日のいとなみもなりが多く、くずねをほり、冬春暮れ申し度く候に付き、村中相談の上、村方御役人様へ御願ひ申す。戸嶋村へ、くずほりに参らせぬ様に仰せ遣わし候所、存外の返答申す趣き、心外に存じ候。左様にむ津ら申す戸嶋村に心得者押かけて、くずほりに参り申すべくと被レ存候。若し参り候はば、村方十五歳以上耆人も残らず、観の浦へ参り指し留め申すべく候、若し他出致し出申さぬ人は、五匁づつえくわ堂で村方に取上げその上、村方存じよりにまかせ、如何様共成さるべく候。此の義相濟候迄耆人も他出来り申さず候。

雪中にて御苦勞に存じ奉候得共、御役所に御願下され、此の末一切当村山の内に戸嶋村の者耆人も入り申さぬ様に相談相極め申し候。此のぎに付き何程の入用銀御座候共、家なみに出し申すべく候。若

し又、止むをえざる者候はば、此の連判に印形致され間敷く候。

後日の為め、仍^{まうて}而一札。如^レ此御座候。

宝暦五歳（二七五五）亥十一月

連名 印

（四八名）

（今津「上崎茂家文書」）

宝暦元年（一七五一）には米將軍といわれた八代吉宗が没している。

同三年、幕府は定免制を施行したが、その後諸大名に備荒貯穀を命じたり、農民の強訴・門訴・越訴・逃散を禁じたが、飢饉のために農民のうちこわしがつづいた。幕府は幕領・諸藩に農民闘争の鎮圧令を出したりもしたが農民一揆は諸国につづいている。宝暦年間は、「天明飢饉」（一七八三〜一七八七）「天保飢饉」（一八三三〜一八三七）より三十年から八十年前にあたる。宝暦五年の今津村の「覚」は、すなわち百姓たちが連名して村役に対し訴えた文書である。

これによれば、飢饉に類した村人が、川向いから観音浦方面に「くず根掘り」に来る戸嶋村の人々を排斥し、村人自身が生死の境にある自己防衛の手段として、十五歳以上、一人残らず観音浦へ参り、差し留めの挙に出ることを決して、連判をとっている次第が書き留めてある。

以上

天明の飢饉

天明二年（一七八二）に始まり、翌三年になると四月からかけて長雨がつづき、諸国大飢饉となり、天明六、七年（一七八六～一七八七）までつづいたのである。

この飢饉は、天明三年が卯年（癸卯）であるところから「卯年のききん」といって、後世まで語り草となった。

その惨禍は、生産力の低い東北地方にとくにはげしく、仙台藩だけでも天明三年から四年へかけて十四・五万の者が餓死し、疫病で死んだものを合わせれば三十万にもおよんだといわれる。

前の享保十七年（一七三二）の飢饉、後の天保四年（一八三三）七年（一八三六）の飢饉、それとこの天明三年（一七八三）から六、七年へかけての飢饉は、とくに江戸時代の「三大ききん」とよばれる。

『内川村誌』によれば、

一、元文三年（一七三八）六月

戸嶋村のうち四五戸が十戸四二人の食糧不足に苦しみ、二十日分メ米二石三斗二升の扶食米拝借を

生野代官所へ村役から願ひ出ている。

一、天明三年（一七八三）

飯谷村の八名、湯嶋村井筒屋から銀七匁を借用している。

一、天明七年（一七八七）

簸磯村は、奉行所から貯穀の貸し出しをうけた。

粃 一斗三升一合

表 24 天明中歳の飢饉年譜

天明二年	一七八二	六月和泉の農民、庄屋宅をうちこわす。 六月九州・瀬戸内など大凶慌。 八月能代で物価騰貴のため住民米商宅を打壊す。
天明三年	一七八三	二月大坂米価高騰買占めの米穀商打壊し、 七月青森・盛岡・仙台などで各地で打壊しつづく。 九月冷害のため諸国大ききん奥羽地方餓死多数。 十一月百姓一揆取締令を出す。
天明四年	一七八四	この春諸国飢饉、農民流亡のため農村荒廃す。
天明五年	一七八五	奥羽飢饉。
天明六年	一七八六	幕府、諸国酒造米高の減釀令を出す。 七月関東奥羽、未曾有の大洪水、江戸被害大、諸国大凶作。 十二月備前・備中・備後の農民凶作飢饉、米価騰貴に蜂起する。
天明七年	一七八七	この春夏諸国大飢饉。
天明八年	一七八八	三月松平定信老中酒造制限強化。 七月米買占の大坂商人十余人投獄される。
寛政元年	一七八九	九月諸大名に困米を命ず。
寛政二年	一七九〇	九月幕領、諸藩とわず諸国に「郷蔵」を作らせ備荒貯穀を命ずる。 この年、武谷豊没す。
寛政三年	一七九一	五月米価下落のため困米奨励す。
寛政四年	一七九二	十二月この秋より米価次第に騰貴す。 この年七月墓石建てる（武谷）。
寛政五年	一七九三	この年大豊作、米価下落。

麦 一石八斗

稗 二一石三斗

これは、各部落に貯穀していたものを貸し出すというものであり、「稗」も農民にとり貴重な食糧の一つと考えられていた。

一、天明八年（一七八八）

飯谷村の香積寺の過去帳によれば、死者二七人（平年八・九人）、六戸が絶家したと書いて、当時の悲惨さを述べている。

○「卯年のききん」の概説を、年譜でみると、

一、天明二年（一七八二）

大虫害で収穫半減。 出水十八度。

一、天明三年（一七八三） 癸卯年

夏から秋へ、大洪水。

六月に寒冷、かさね着綿入。 九月に初雪。

「百年以来未だ聞き及ばぬ凶作」といわれ、稲青立ち朝来郡村々餓死者相当。

諸国大ききん 夏八月十日 大水。

一、天明四年（一七八四）

・春以来、天候不順、餓辰凶作、米価高騰。

・津居山村に悪疫流行、死去二〇〇人。

―『懐中錦袋』―

・奈佐村十二カ村、夫食代銀貸し付けを久美浜役所へ訴願し、銀一〇貫一〇〇匁を借りうけ飢渴を脱す。
(五カ年賦、利息一割)

・浜坂、米払底し船頭一四人米四石を、村役より借りる。

・十月八日、丹後久美浜百姓一揆、「去卯年石代銀上納御免」を要求。豊岡藩より一五〇人の加勢を始め総勢七〇〇人出動し鎮圧す。

・六月中頃〜八月九日、八月二十八日〜九月六日、雨降りつづき大水と虫害。小嶋・津居山・気比村々を代官検分する。

・百姓は、葛根・松皮を採って食べる。

一、天明六年（一七八六）

六、七月降雨による虫害。 八・九月連日降雨、大洪水。

一、天明七年（一七八七）

年貢上納にかえ「小前の者共、江戸表へ罷出候ても」拝借銀を願いたいと、奈佐・鎌田・大浜下・大浜上・森組等、五十カ村の村役連名で久美浜代官所に訴える。

(「大浜下組」とは、城崎・内川・港地区をさす)

天明二年の「今津村庄屋文書」にはつぎのように記されている。

恐^レ乍^ラ書付ヲ以テ願ヒ奉リ候

惣人数 貳百七拾四人

一、飢人数 貳百貳拾六人

内、男 百貳拾四人

女 百貳人

別ニ 四拾八人

右ハ私共村方、近年悪作打子続キ甚ダ困窮ノ上、別シテ当田畑麦秋雨天稀ニ洩入之御田地谷入りハ水冷ニシテ実ハ出来少ク、其ノ上虫付ニテ大違作相見エ申候ニ付キ、御見分御願申上度、組合打寄り難談仕候処、三分以上ニ届ケザル節ハ御引方モ下サレズ難義之上難義ニ相成ルベキ義計難段惣代之者申聞候ニ付キ御見分願モ申シ上ゲズ候処、収納取懸ケ候處存外取実相違ニテ出来申候

雜穀等モ御年貢御上納ニ売拂候ニ付、当然ノ夫食差支へ難義仕リ候得共、親類村役人等相働キ申候。此ノ上少シモ手当御座無ク候間、何卒日数百日分夫食拝借仰セ為サレ下サレ置カルル様、願ヒ上奉候。勿論是迄男女共葛根木の実等随分精出シ拾取り夫食ニ仕り候へ共、此ノ上、白雪中ニ右躰ノ品モ取入ノ義、相成リ難ク候間、何分ニモ夫食御拝借為シ仰付ケ下シ置カレル様、願上奉り候 以上

天明二年寅十二月

但馬城崎郡今津村

久美浜 御役所

庄屋 治郎兵衛
年寄 又右衛門
百姓代 次郎左衛門

(今津「上崎茂家文書」)

天保の飢饉

天保七年(一八三六)申年、天保八年(一八三七)酉年で「申酉の大飢饉」とよばれている。

一、天保七年、諸国、米価暴騰・霖雨弥月・五穀実らず、米一石銀一二〇匁、麦一石銀六五匁に及ぶ。(『但馬考』)

○六月十五日 雨天がち、凶作。米高値。

豊岡市(『鳥井家文書』)

○八月十三日 大雨、出水一丈五尺。

(『同 前』)

○八月、飢饉のため固寧倉を開き、富者を勧諭して五千人余に賑米を出す。病者に薬餌、耕者に魚肉を与える。費用一五〇〇両余。(『豊岡誌』)

○十一月末、豊岡町内で困窮者に施粥。

(『鳥井家文書』)

二、天保八年

○前年につづき大凶作。気比村で去年に引きつづき悪風邪と飢えとに死ぬもの、七四人。(『気比観正寺文書』)

○悪作で夜盗横行し、有徳者ら粥を出す。(『気比善念寺文書』)

○去秋から大飢饉で物価上がり、米一石一三六匁五分。

(『鳥井家文書』)

三、天保八年十二月

『貯夫食拝借詰戻之書上帳』(楽々浦「瀬崎藤右衛門家文書」)

去る巳年(天保四年)より凶作つづきの上、申年(天保七年)が大凶作のため組合村の夫食に差し支え、貯穀をお願いし困い高を残らず拝借したとある。

それを酉年(天保八年)から丑年(天保十二年)の五カ年間に詰戻す。当楽々浦村は、稗・六石七斗八升、麦・一石七斗二升、外に粳・六升二合七勺がお下穀され、内、稗・一石三斗五升八合、麦三斗四升四合、粳・一升二合五勺四才を、当酉年に詰戻す。と記されている。

四、天保八年五月

(「瀬崎藤右衛門家文書」)

前に述べたように、天保七年(一八三六)は大凶作であったが、そのためかどうかは別として、この年はとくに餓死者が多く、別に願書も作成されている。森組十三カ村のうち関係村のみを記載すると、

村名 難渋人 餓死者 飢病人

飯谷 一一二 五 三三二

楽々浦 一一二 三 三八

戸嶋 一一三 一 三五

結 六三 〇 一九

〇二、八月 豊岡藩が立野・上陰・九日市、二方郡内四ヶ所で施粥す。(「岡家文書」)

〇凶作に際し、難渋者へ米を施与した者へ、久美浜代官和田主馬が褒美を申渡す。(「太刀宮家文書」)

○天保八年五月、戸嶋村証文を久美浜代官所へ提出して、村方夫食として拝借している。

「一、米六俵 此舛、三石八升四合、代銀七八六匁四分二厘、但し一石二付、銀二五〇匁替」

○天保八年西六月「死失人取調書上帳」が、代官所に提出された。

当四月書上後より二日迄 (浜坂町)

一、死失人 一九二人

内 一四七人 飢病ニテ死失

二一人 飢病ノ上持疫ニテ死亡

二四人 実病ニテ死失

一、三三軒 飢病ニテ絶家相成候

一、一二軒 乞食ニ罷出、当村明家ニ相成居候

天保八年六月に、代官所へ提出された死失人調が、当月または三月書上後よりとなっていることから見ると、以前の分の記録があれば、恐らく啞然とするだろう。

(『浜坂町史』)

湯嶋村

『浜坂町史』に、天保十一年(一八四〇)奥諸寄村西崎長次郎の書いた、天保七、八年の大飢饉の記録によれば、

「天保八年、豊岡様・出石様には他国から米の買上げあり、湯嶋村は諸国の入湯人が減り、ようやく村中に三十人ばかりという有様で、月々三・四回も払物の市をしたが、捨物同然の状態であった。村中入湯宿二

十八軒という寂れ方……とある。

「天保七年春より雨天長々と続き、気温低く諸国大洪水に悩まされ、全国大凶作となる。特に但馬地方に数度の出水、五月から米価・銀八〇匁、麦六五匁となり、それより追々高価となり、村々を廻つても一俵の米はおろか一斗・五升の米を買うことも出来ぬ有様……、湯嶋、豊岡でも米の店売りなどいつさい見られなかった……」とも記されている。

また、「一人前一日米五匁ずつで、米代のないものは次々に餓死した。諸国津留で、米船もやって来ない。たまたま来ても、久美浜役所の裁許を以て村々に割当てられ、一村にようやく米一・二升といふ割当である。自由に買うことは出来ず、村々会所を立て一人前何程と限つた……」と記述している。

井筒屋墓地・

武谷豊の墓碑

チメー・トル・厚さ二七センチ・台四段の高さ六六センチある。

(瑞雲玄祥居士) 武谷豊の墓碑は磯力谷にある。墓碑は玄武岩で、高さ六五センチ・幅七〇センチ

武谷君、諱は豊、字は孚叔、但馬湯嶋の人にして、本姓は西村、出でて武谷氏を承ぐ。後、乃ち姓を更む。天明中歳、大いに飢え、穀價躍貴す。時に君、里長と為るや、乃ち諸土豪と謀り、其の蔵を發ひらき肆みせを開き價を抑え以て售る。其の買う能わざる者も計口して稟貸りんたす。是により一邑晏然巷亡焉。既にして君、嘆いて曰、一邑餓して倉を二三の宝に仰ぎ、今幸にして済おわる。苦歲若飢之を如何とするや。邑人会して議有り、倉を建て穀を蓄へ以て飢に備へんと。君大いに喜び因つて多く資を出し以て其の事を育成す。

寛政二年五月廿七日、病に卒す。年四十有五、邑南の磯ヶ谷の先塋せんけいの地に葬る。

君、人と為り謹愿きんげん・儉けんにして尚、施過、而しこうして克く家を改め素富、嘗かつて息錢を□出し邑に於いて受貸せしむる者数名、一票約し以て相保たすけ、之を久しくす。誰誰積負を致し私ひそかに相収め、責の甚だ急、是に於いて下戸益々ますます困り或は以て君を責む。…遂に其の篋けつを取り之に授け…勾ただす所と雖いへども、之を授くる者、蓋けだし、数千貫と云う。

君、初め出石片岡氏を娶めとり、男子鎌を生む、而して卒後、豊岡由利氏を娶り一女を生む鏑せん、既に其の考を葬る。寛に託するに銘を以てす。寛、不文にしてその作之を知ると雖いへども、深く敢へて辞せざるなり。
銘曰めいにいいわぐ

其藏諸室 如郷之藏

室匪必守 郷罔式亡

仁人有貨 永世人無彊

寛政四年七月



写113 武谷豊の墓碑

有人 青山寛誌

□安 永忠成書

孝子 鎌 建

この碑文は、漢学者青山氏の誌するところでなかなか現代人には難しい語句が多く難解であるが、武谷氏は代々井筒屋六郎兵衛を名乗り、湯嶋における旧家で、なお庄屋をつとめる有力者であった。この碑文の中に「天明飢饉」にあたり蔵を開いて村人に賑救したり、貸金の帳消しをしたり、とくに寛政二年（一七九〇）に、幕領や諸藩に対して諸国に「郷蔵」をつくらせ備荒貯穀を命じた当時の幕府に先んじて、

一、邑人合して議し、合意により穀倉に貯えて荒飢に備える案を成立させたこと。

一、凶作、穀価が騰のぼるや、自ら倉をひらき店をひらいて価をおさえる策をとることなどを実行した。

封建社会における一庄屋として徳義ある達見の行動は注目にあたいする。

久美浜代官所 天保七年（一八三六）八月には久美浜代官所からつぎのような通達があつた。

通達と余話

一、当秋に取上る米穀は、其の村の夫食に当て、余分ある村々は、追つて取調べの上差図するから飢えている村々へ売渡し、相互に助け合つて飢死せぬようにせよ。

一、当秋のとり入れの米穀は、たとへすこしでも致し方のない理由で他村へ売渡す場合は、以前にその旨を申し出で指図をうけた上で取りはからえ。

一、当冬の麦作仕上げ方については、手おくれにならぬようにし、また畑にはなるべく他の作付けは止め

麦をまけ、田も水抜きのできる場所はすこしでも残さず麦をまきつけよ。

一、右之通り去る未年より引きつづき違作の上、他国米の入津もなく来春になり開作夫食に差し支え難儀するから、この冬分は葛・わらびの根など油断なく掘り取り、じざいの実を拾いその他すこしでも夫食に成る品々を集め取り、夫食のたしにしてなるべく米穀を来春にいたって難儀せぬように心掛けよ。

一、百姓の持山のうち、焼畑にしても差し支えない村々はなるべく焼畑にして雑穀をまきつけよ。

一、酒造りの儀は、造米高の三分の一造る様に先達で申し渡したが、当申年は皆中止とし、冥加銀は村方より弁納の積り酒造人へ申し聞かせよ。

一、一村のうちにも谷深き田畑のみ所持し、去る来年より引きつづき格別不作で難儀をしている者には、村役は勿論重立ちの者ども厚く世話をすべし。それでも行き届かぬ場合は、その由申し出でよ…(後略)

(浜坂町「菅屋家文書」)

これよりさきの余話につきのような伝えがある。天保四年の七月二十五日夜、瀬戸村へどこからともわからぬ回状が届き、強訴の呼びかけがあったという。瀬戸村では、村役が村人の参加をおさえたので事は起こらなかったが、湯嶋の人びとは小浜(瀬戸の入浜)まで押しかけていったと伝える。おりから久美浜代官所の役人が出張してきて説得したのでそれきり収まったが、その後瀬戸・湯嶋の人びとは、久美浜代官所に呼び出されて取り調べられた。

この結果、瀬戸村の人びとは帰村を許されたが、湯嶋の瀬戸屋忠兵衛が入牢となり、翌五年春になってやっと赦免されたといわれている。

この一揆については、史料も発見されぬので詳細を知ることにはできないが、天保凶作で米価騰貴したのが原因と考えられる。

以上、わが町周辺の窮状の一端を述べたが、日本史上有名なこの二大飢饉は人々の先祖から語り伝えられている。

第六節 幕末と城崎

(1)天領百姓

代官 延享二年（一七四五）、わが町域は久美浜代官支配地となった。以後、明治維新を迎えるまで、実に一三三年間の長期、すなわち江戸時代のなかばを天領民、幕府直轄地として生活をした。

江戸幕府が開かれてからの治世関係では、天領の期間が非常に長い。しかし、地域的に豊岡藩とのつながりも深かったわけである。

杉原氏第三代重玄（重元）が承応二年（一六五三）十七歳で死亡して、お家が断絶したあと幕府はその所領一万五千石を直轄地として以後十五年間、京都および大坂代官の預地とした。

初代、京都代官五味備前、二代、京都代官五味藤九郎、三代、大坂代官彦坂平九郎である。

徳川幕府は、その幕閣の職制や地方天領の支配制度はほぼ三代將軍家光のころに整備するが、地方の支配についてはおよそつぎのようであった。

○京都所司代

京都の警備、西日本の監察、とくに皇室・公卿の政務上の監察

○城代

大坂・三条・駿府、大坂城代は、とくに西日本の監察

○町奉行

幕府直轄地の重要地におき、京・大坂・長崎・奈良・日光においた。

○郡代

郡代は、関東郡代・美濃郡代・飛騨郡代・西国筋郡代と四人。拾万石以上を支配したが、禄高は四百俵高を基準とした。

代官は、天領を分割支配した。一人の代官の管轄する区域は、だいたい五万石〜十万石以内であった。年貢の徴収を主とし、その他日常の民政にあたる。代官の禄高は百五十俵高を基準とした。

なお、代官所の構成は以下のようなになる。

一、代官（長官） 一

二、元締（次官） 一

三、加判 一

四、手附手代（属吏）

五、総代・郡中代（丹後・但馬各一人） 二